

第4回 佐世保市地域福祉計画推進委員会

■日時:令和8年8月24日(月)18:30～

■会場:すこやかプラザ8階講堂

会 次 第

— 開会 —

1 あいさつ

2 新任委員のご紹介

3 副委員長の選出

4 議 事

第4期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画における令和7年度事業評価について

5 その他

佐世保市重層的支援体制整備事業実施計画について

— 閉会 —

配付資料

- ・【資料1】会次第、委員名簿、座席表、佐世保市地域福祉計画推進委員会条例
- ・【資料2】第4期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 進捗管理及び評価について
- ・【資料3】第4期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 令和7年度事業評価一覧
- ・【資料4】佐世保市重層的支援体制整備事業実施計画

佐世保市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

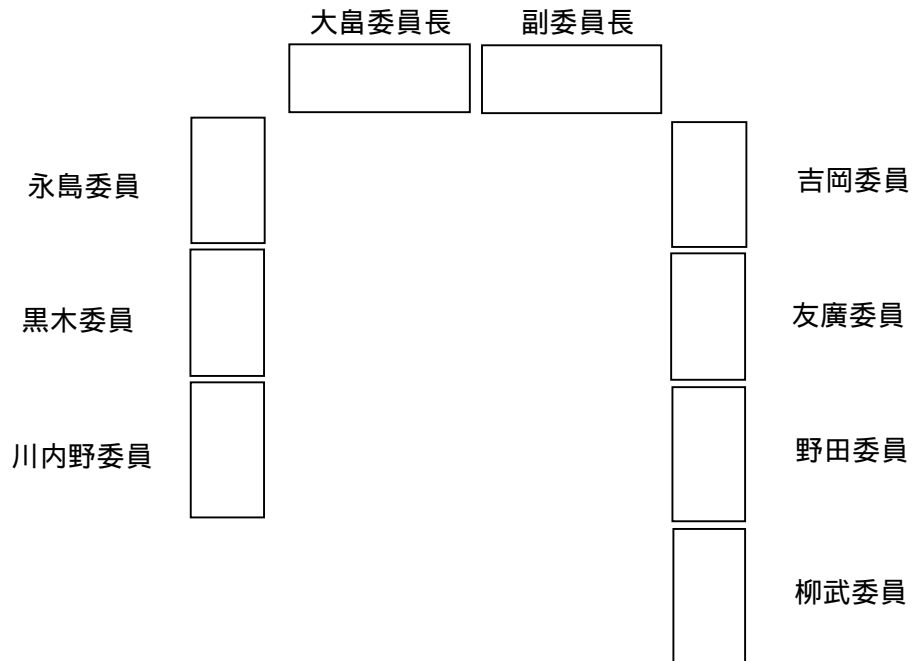
(任期) 令和6年7月25日～令和11年3月31日
委員長、○副委員長
令和8年7月6日現在

No	所 属 団 体 等	団体 役職	委員名	よみがな	出欠
市民団体を代表する者					
1	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会	会 長	永島 厚子	ながしま あつこ	
2	佐世保学生ボランティア協会	協会長	黒木 優丞	くろき ゆうすけ	
3	佐世保市福祉推進協議会等会長連絡会	副会長	川内野 公隆	かわちの ひろたか	
4	一般社団法人 佐世保青年会議所	理事長	山崎 昭毅	やまさき あきたか	欠席
福祉、介護及び医療関係団体を代表する者					
5	一般社団法人 佐世保市医師会	会 長	鷲峯 久紀	わしみね ひさのり	欠席
6	佐世保市地域包括支援センター	吉井地域包括支援センター センター長	吉岡 ひとみ	よしおか ひとみ	
7	佐世保市子ども・子育て会議	会 長	友廣 憲子	ともひろ のりこ	
8	一般社団法人 長崎県社会福祉士会	会 長	野田 健	のだ けん	
9	佐世保地域リハビリテーション 広域支援センター	事務局長	柳武 隆博	やなたけ たかひろ	
学識経験を有する者					
10	長崎国際大学	教 授	大畠 啓	おおばたけ あきら	

(順不同、敬称略)

第4回 佐世保市地域福祉計画推進委員会 座席表

【 令和8年8月24日(月)18:30～ すこやかプラザ8階講堂 】



傍 聴 席	社会福祉協議会 事務局(地域福祉課)	佐世保市 事務局(地域福祉推進室)
	関係部局 ● 総合相談支援課	関係部局 ● 保健福祉部(指導監査課、医療政策課、長寿社会課、障がい福祉課、健康づくり課、生活福祉課) ● 市民生活部(コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課、人権男女共同参画課) ● 子ども未来部(子ども政策課) ● 教育委員会(学校教育課) ● 都市整備部(住宅政策課)

受付

入口

佐世保市地域福祉計画推進委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

佐世保市地域福祉計画の策定に関すること。

佐世保市地域福祉計画の進捗状況に関すること。

佐世保市地域福祉活動計画の進捗状況に関すること。

社会福祉法人が作成する地域公益事業を行う社会福祉充実計画に対する意見に関すること。

その他本市の地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

市民団体を代表する者

福祉、介護及び医療関係団体を代表する者

学識経験を有する者

その他市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。